

告 示

埼玉県告示第二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年三月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 届出の概要等

- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
くみまちモールにいざ

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区十街区

口 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 位置 図面省略 収容台数 九〇五台

(変更後) 位置 図面省略 収容台数 八〇五台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 八か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 六か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和二年十月十五日

二 届出年月日

令和二年二月十四日

三 縦覧期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課
埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年三月二十三日から令和二年七月二十三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課